

**栃木県農業共済組合上都賀支所建物塗装工事に係る一般競争入札  
(最低価格落札方式)**

**入札実施要領**

**令和4年9月16日**

**栃木県農業共済組合**

## I. 入札説明書

栃木県農業共済組合（以下「共済組合」という。）の入札公告（令和4年9月16日付）に基づく入札については、関係法令及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

### 記

#### 1. 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

栃木県農業共済組合上都賀支所建物塗装工事

##### (2) 工事の内容等

本工事は、外壁および屋根の塗装工事を行う。

詳細は仕様書に記載のとおり。

##### (3) 工期

令和4年12月27日（火）

##### (4) 入札方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うため、

- ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6. (1)提出書類」に記載の書類を提出すること。
- ② 上記①の提出書類のうち、入札書及び入札金額内訳書については仕様書に定めるところにより、入札金額を見積もることとする。  
なお、入札金額は、工事一式の総価とし、総価には工事に係る全ての費用を含むものとする。
- ③ 入札金額の記入に当たっては、見積もった金額の100分の110に相当する金額（税込金額）を記入すること。
- ④ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

#### 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 鹿沼市に営業所を有し、塗装に関する専門知識を有する者。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。
- (5) 反社会的勢力でない者。また、反社会的勢力と一切の関係を有していない者。

### 3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書及び共済組合入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、共済組合が交付する仕様書に基づいて、入札書等を提出しなければならない。  
また、開札日の前日までの間において共済組合から追加提出書類を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。ただし、担当部署へ連絡の上、現地確認を実施すること。

### 5. 入札に関する質問の受付等

- (1) 質問の方法  
質問書（様式1）に所定事項を記入の上、FAXにより提出すること。  
FAX送信時には、必ず電話にてご一報ください。
- (2) 受付期間  
令和4年9月16日（金）から令和4年9月28日（水）17時00分まで
- (3) 担当部署  
15. (1) のとおり

### 6. 入札の提出書類及び方法

#### (1) 提出書類

次の書類を郵送によりご提出ください。

提出書類		部数
委任状（代理人に委任する場合）	様式2	1通
入札書	様式3	1通
契約に係る指名停止等に関する申立書	様式4	1通
内訳書（仕様書8を参照ください）	任意様式	1通

#### (2) 提出方法

##### 1) 入札書

封筒表に「栃木県農業共済組合上都賀支所建物塗装工事一般競争入札に係る入札書  
在中」と朱書きし、入札書を封筒の中に入れ封緘し、氏名（法人の場合は商号又は名称）を記載すること。

##### 2) 委任状（代理人に委任する場合）及び契約に係る指名停止等に関する申立書

封緘はせず、受付時に担当者にお渡しください。

##### 3) 内訳書

入札書と同封のうえ提出すること。

## 7. 入札及び開札の日時及び場所

### (1) 入札及び開札の日時

令和4年9月30日（金）午前11時00分～ 時間厳守

### (2) 入札及び開札の場所

栃木県鹿沼市御成橋町 2-2051-7

栃木県農業共済組合 上都賀支所 2F 大会議室

会議室に受付を設けますので、入札及び開札時刻までにお済ませください。

また、同時刻において、入札及び開札の場所にいない者は、その時点で入札参加資格を失います。

## 8. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

## 9. 支払いの条件

別途契約書による。原則、工事終了後に支払うこととする。

## 10. 契約者の役職及び氏名

栃木県農業共済組合 組合長理事 樋谷 寛

## 11. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 12. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。（入札心得等 参照）

## 13. 落札者の決定方法

入札価格が最低価格かつ有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、同額入札の場合は、抽選とする。

〔最低制限価格：無〕

## 14. 契約書作成の要否

要

## 15. その他

(1) 入札行為、仕様書に関する照会先

栃木県鹿沼市御成橋町2-2051-7

栃木県農業共済組合 上都賀支所 担当：齊藤

電話番号：0289-65-3251

FAX：0289-63-1056

以上

### Ⅲ. その他関連書類

#### 【資料1】

## 入札心得

入札者は、下記の事項に注意し厳正に入札を行う。

#### 記

1. 入札者は指定の日時、場所で指示に従い入札書を提出する。
2. 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出する。
3. 入札書には（1）入札金額（2）社名、代表者名、社印（3）入札年月日を明記する。
4. 次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。
  - （1）入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - （2）代理人で委任状を提出しない者のした入札
  - （3）同一の入札について2人以上の代理をした者のした入札
  - （4）同一の入札について同一の入札者が2通以上した入札
  - （5）入札に関して不正な行為を行った者のした入札
  - （6）記載事項が不明瞭で判読できない入札
  - （7）入札の時間におくれてきた者のした入札
  - （8）工事内容と異なる工事によりした入札

以上

(別記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

##### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 【資料2】

### 予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。